

## 第 87 号議案

加東市地域交流センター条例制定の件

加東市地域交流センター条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市地域交流センター条例

(設置)

第 1 条 市民の生涯学習及び交流の場を提供することにより、地域コミュニティの活性化並びに文化活動及び学習の推進を図ることを目的とし、加東市地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 加東市地域交流センター
- (2) 加東市下滝野 1 3 6 9 番地 1

(事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の交流のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の文化活動のための施設の提供に関すること。
- (3) 市民の学習のための施設の提供に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事業に関すること。

(施設)

第 4 条 前条の事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 大ホール
- (2) その他必要な施設

(職員)

第 5 条 センターの管理運営上必要な事務を行うため、必要な職員を置く。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 12月28日から1月3日まで
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に定めた日

(施設の使用許可)

第8条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付すことができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があるとき。
- (4) 営利目的で使用するとき。
- (5) 入場料その他これに類する料金を徴収するとき。ただし、入場料その他これに類する料金が実費相当の料金である場合は、この限りではない。
- (6) 政党又は宗教の勧誘活動を行うとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別に理由があると認める場合に限り、後納することができる。

2 附属設備を使用しようとする者は、教育委員会規則で定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会が、公共の福祉上有益である等その他特別の必要があると認める場合に限り、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が、天災地変その他使用者の責に帰することができない特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (3) 許可を受けた使用目的と異なった目的にセンターの施設を使用したとき。
- (4) 許可を受けた使用条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 前項に規定する措置により使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設、設備等の使用が終わったとき、又は前条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した設備又は器具を撤去し、施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(加東市滝野文化会館条例の廃止)

2 加東市滝野文化会館条例（平成18年加東市条例第116号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の加東市滝野文化会館条例の規定によりなされた使用の許可その他の行為は、この条例の規定によりされた使用の許可その他の行為とみなす。

別表（第9条関係）

加東市地域交流センター使用料

基本使用料

(単位：円)

施設の名 称	使用時間  使用区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	終日	備考	
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 10時ま で		
大ホ ール	ホー ル・ 舞台	平日	10, 1 80	13, 2 40	14, 2 50	20, 3 70	25, 4 60	33, 6 10	
		土・日曜日 休日	13, 2 40	16, 2 90	18, 3 30	26, 4 80	32, 5 90	43, 7 90	
	舞台	平日	3, 0 50	3, 9 70	4, 2 70	6, 1 10	7, 6 30	10, 0 80	
		土・日曜日 休日	3, 9 70	5, 0 90	5, 5 00	7, 9 40	9, 8 70	13, 1 30	
		平日	2, 0 30	2, 6 40	2, 8 50	4, 0 70	5, 0 90	6, 7 20	間仕切 使用は
		土・日曜日 休日	2, 6 40	3, 2 50	3, 6 60	5, 2 90	6, 5 10	8, 7 50	半額
和室	平日	1, 0 10	1, 2 20	1, 4 20	2, 0 30	2, 4 40	3, 2 50	間仕切	

		0	0	0	0	0	0	0	使用は
	土・日曜日	1, 4 2	1, 8 3	2, 0 3	2, 8 5	3, 4 6	4, 6 8	0	半額
	休日	0	0	0	0	0	0	0	
ロビー	平日	3, 0 5	3, 9 7	4, 2 7	6, 1 1	7, 6 3	1 0, 0		
		0	0	0	0	0	8 0		
	土・日曜日	4, 0 7	5, 2 9	5, 7 0	8, 1 4	1 0, 1	1 3, 5		
	休日	0	0	0	0	8 0	4 0		
楽屋 1	平日	5 0 0	6 1 0	7 1 0	1, 0 1	1, 2 2	1, 6 2		
					0	0	0		
	土・日曜日	7 1 0	9 1 0	1, 0 1	1, 4 2	1, 7 3	2, 3 4		
	休日			0	0	0	0		
楽屋 2	平日	5 0 0	6 1 0	7 1 0	1, 0 1	1, 2 2	1, 6 2		
					0	0	0		
	土・日曜日	7 1 0	9 1 0	1, 0 1	1, 4 2	1, 7 3	2, 3 4		
	休日			0	0	0	0		

#### 備考

- 1 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本使用料に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は、1時間とみなす。
- 2 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 4 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

## 第 87 号議案 要旨

### 加東市地域交流センター条例の制定（要旨）

#### 1 制定理由

市民の生涯学習及び交流の場を提供することにより、地域コミュニティの活性化、文化活動及び学習の推進を図るため、令和 3 年 4 月から生涯学習施設として供用を開始する加東市地域交流センター（以下「センター」という。）について、その設置及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定するものである。

#### 2 制定内容

- (1) センターの名称及び位置に関すること。（第 2 条関係）
- (2) センターの事業に関すること。（第 3 条関係）
- (3) センターの施設及び職員に関すること。（第 4 条及び第 5 条関係）
- (4) センターの開館時間及び休館日に関すること。（第 6 条及び第 7 条関係）
- (5) センターの施設の使用許可に関すること。（第 8 条関係）
- (6) センターの使用料に関すること。（第 9 条、第 10 条及び第 11 条関係）
- (7) センターの禁止行為、許可の取消し及び原状回復の義務等に関すること。（第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条関係）
- (8) 加東市滝野文化会館条例（平成 18 年加東市条例第 116 号）を廃止すること。（附則第 2 項関係）

#### 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

加東市地域交流センター規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、加東市地域交流センター条例（令和 年加東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第 2 条 加東市地域交流センター（以下「センター」という。）の施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書（様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可申請書は、当該申請に係る施設を使用する日の 6 箇月前の属する月の初日から使用日の前日（大ホールを使用するとき又は大ホールとその他施設を併せて使用するとき、1 箇年前の属する月の初日から使用日の 10 日前）までの間に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市及び公益に関する活動を行う団体として、加東市公の施設公益活動団体登録規則（平成 24 年加東市教育委員会規則第 3 号）の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、毎年度 11 月 1 日から 11 月 30 日までの間（以下「年間許可申請期間」という。）に翌年度の使用に係る許可の申請をすることができる。ただし、年間許可申請期間の末日の翌日から当該年度の末日までに新規に登録団体となった団体は、年間許可申請期間の後であっても翌年度の使用に係る許可の申請をすることができる。

4 前項の申請は、その申請をする者が使用しようとする日に日曜日又は土曜日を含んでいる場合においては、これらの日の使用に係るものに限り、同項の規定により申請をすることができる年度の各月につき、当該各月のこれらの日の数の 2 分の 1 に相当する日数（その日数に 1 日未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた日数）を超えてすることはできない。

5 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 項の規定による申請をしようとする者は、施設使用年間許可申請書（様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、教育委員会は、市並びに市の機関及び市が委託する事業の主催者がセンターの施設を使用しようとする場合は、第 2 項及び第 3 項に規定する期間より前に申請を受理することができる。

（使用許可）

第3条 教育委員会は、前条の申請に係る施設の使用を許可したときは、施設使用許可書（様式第3号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可の順位）

第4条 使用許可の順位は、許可申請書を受理した順序とする。ただし、教育委員会が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用時間）

第5条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間も含めたものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可時間を超過又は繰上げて使用するとき、教育委員会に届け出なければならない。

3 使用者は、使用許可時間を超過又は繰上げて使用するとき、条例別表備考第1項に規定する超過又は繰上げ分の使用料を、直ちに納付しなければならない。

（附属設備使用料）

第6条 附属設備の種類及び使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（使用料の減免の手続）

第7条 教育委員会が、条例第10条の規定に基づき、使用料及び前条に規定する附属設備使用料を減額し、又は免除しようとする場合は、別表第2の左欄に掲げる場合とし、その減免割合は同表右欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申請書を提出する際に、その使用の内容を記載した施設使用料減免申請書（様式第4号）を併せて提出しなければならない。

3 教育委員会は、虚偽の申請その他不正行為により減免の適用を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちに減免を取り消し、使用料を納付させるものとする。

（使用料の還付の手続）

第8条 使用者が、使用料の返還を受けようとする場合は、直ちに加東市地域交流センター施設使用料還付申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（特別の設備等の承認）

第9条 使用者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用することができる。ただし、教育委員会は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用者に対してその設備又は器具の変更を命ずることができる。

2 前項の規定により、特別の設備の設置又は器具の使用の承認を受けようとする者は、そ



の内容を記載した仕様書を許可申請書に添付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者は、施設の使用が終わったとき又は条例第13条第1項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

4 第1項及び前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

(使用許可の取消し)

第10条 教育委員会は、条例第13条の取消しを行ったときは、加東市地域交流センター使用取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項等)

第11条 使用者は、条例及び規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の販売、飲酒、飲食等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気(喫煙を含む。以下同じ。)を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに、館内に貼紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 入館した者に、第13条各号に掲げる事項を遵守させること。
- (8) センターの管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (9) その他職員の指示に従うこと。

2 前項第2号、第4号又は第6号の許可を受けようとする者は、加東市地域交流センター規則第11条に係る許可申請書(様式第7号)を、使用する日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項に規定する許可申請書を受理したときは、許可又は不許可を決定し、加東市地域交流センター規則第11条に係る許可(不許可)決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(入館者の制限)

第12条 教育委員会は、センターに入館しようとする者又は入館している者が次の各号に該当すると認められるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 管理上の必要な指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第13条 センターに入館した者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センターを不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけること。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他職員又は使用者の指示に従うこと。

(破損滅失の届出)

第14条 使用者は、施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、施設又は設備の使用が終わったときは、職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

附属設備使用料

分類	品目	単位	1回当たりの使用料	摘要
照明設備	ボーダーライト	1式	1,010円	
	フットライト	1列	1,010円	
	ローアーホリゾンライト	1列	1,010円	
	サスペンションライト	1式	1,010円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,010円	
	フロントサイドライト	1式	1,010円	
	シーリングライト	1列	1,010円	
	センターピンスポットライト	1台	2,030円	
	天井反射板ライト	1式	1,010円	
音響設備	音響調整卓	1式	2,030円	

	CD・MDプレーヤー	1台	500円	
	CD・コンパクトフラッシュカードレコーダー	1台	710円	
	カセットデッキ	1台	1,320円	
	コンデンサーマイク	1本	810円	
	ダイナミックマイク	1本	810円	
	ワイヤレスマイク	1本	1,010円	
	ワイヤレスマイク (タイピン型)	1本	1,520円	
	エレベーターマイク装置	1式	1,520円	
	マイクスタンド (床上型)	1本	200円	
	〃 (ブーム型)	1本	500円	
	〃 (卓上型)	1本	100円	
	はね返りスピーカー	1台	1,010円	
楽器	グランドピアノ (ヤマハCF)	1台	8,140円	
映写設備	映写機スクリーン	1台	1,520円	
舞台設備	譜面台	1本	50円	
	指揮者用譜面台	1本	300円	
	指揮台	1台	300円	
	平台	1台	200円	
	めくり台	1台	200円	
	金屏風	1双	1,520円	
	緋毛せん	1枚	100円	
	上敷	1枚	200円	
	反響板	1式	4,070円	
	演台	1台	500円	
	花台	1台	300円	
	司会者台	1台	400円	
	椅子	1脚	50円	
	机	1台	100円	
中継	ラジオ中継	1式	5,090円	
	テレビ中継	1式	10,180円	

その他	持込み電気器具用コンセント	1KW	300円	
-----	---------------	-----	------	--

- (1) 1回の使用料とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）を各1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）を使用する場合は、3回として計算する。
- (2) ピアノ使用料には、調律料を含まない。
- (3) 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1KWとは、持込み電気器具の定格消費電力の1KWをいい、その合計量に1KW未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (4) この料金表に規定していないものは、別に実費を徴収する。

## 別表第2（第7条関係）

### 使用料の減免

使用区分	減免割合
市、市の機関又は市が関係する特別地方公共団体が使用する場合	100%
市又は加東市教育委員会が事務局である団体が使用する場合	100%
加東市文化連盟が使用する場合	100%
加東市文化連盟の部会又は加盟団体が使用する場合	50%
社会教育団体（加東市社会教育振興費補助金交付要綱（平成19年加東市告示第41号）別表に規定する補助対象となる者をいう。）が使用する場合。ただし、地区単位の団体の使用は除く。	100%
加東市公の施設公益活動団体登録規則（平成24年加東市教育委員会規則第3号）で定めるところにより登録を受けた団体が使用する場合	50%
加東市体育協会が使用する場合	100%
加東市体育協会の加盟団体が使用する場合	50%
加東シニアクラブ連合会が使用する場合	100%
社会福祉法人加東市社会福祉協議会が使用する場合	100%
その他教育長が特に認める団体が、その活動に使用する場合	50%